

意見書を提出される方へ（注意事項）

1. 意見書を提出できる方は、今回指定する区域のなかに、①土地を所有・管理・占有されている方、②建築物を所有・管理・占有されている方です。②には、建築物を単に利用されている方、例えば、買い物客や従業員などは含まれませんのでご注意ください。
2. 意見書は、郵便・FAX・E-mailでの送付、もしくは、説明会（説明窓口）会場や指定案の閲覧場所に設置している意見箱への投函により提出して下さい。意見書への押印は不要です。
口頭による意見は、意見内容を正確に再現できないため、受け付けることができません。
3. 提出期限は閲覧期間満了日です。郵送の場合は閲覧期間満了日の消印有効です。
4. 内容確認が必要な場合、こちらから照会させていただくことがあります。
5. 提出されたご意見の要旨（住所、氏名、電話番号、区域との関係を除く）が公表されること、及び、写しが関係市町へ提供されることに同意の上、提出して下さい。
単なる賛否のみの表明に係るもの、指定の案に関連のないもの、記入漏れがあるものなどについては、公表しないことがあります。
6. 提出されたご意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、閲覧期間が満了する日の翌日から起算して60日（公表期限）以内に、閲覧場所、及び、当ホームページへの掲載により公表します。個別には回答しませんので、ご了承ください。公表の期間は、公表日の翌日から起算して6か月です。
なお、公表期限より前に、当該地区を指定することはありません。